

○厚生労働省告示第百八号

児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十二号）及び児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十三号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める施設基準（平成二十四年厚生労働省告示第百六十九号）の一部を次の表のように改正し、平成三十年四月一日から適用する。ただし、同日から平成三十一年三月三十一日までの間は、この告示による改正後の厚生労働大臣が定める施設基準第八号中「点以上」とあるのは、「点以上又はこれに準ずる状態」とする。

平成三十年三月二十二日

厚生労働大臣 加藤 勝信

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
一 (略) 二 (略) イ 通所給付費等単位数表第1の1の二の(1)を算定すべき指定児童発達支援の単位の施設基準 次の(1)及び(2)又は(3)に該当すること。 (1) 指定通所基準第五条第一項の基準を満たしていること。 (2) 障害児のうち小学校就学前のものの占める割合が百分の七十以上であること。 (3) 指定通所基準第五条第三項の基準を満たしていること。 ロ 通所給付費等単位数表第1の1の二の(2)を算定すべき指定児童発達支援の単位の施設基準 指定通所基準第五条第一項の基準を満たしていること。 ハ (略) 二の二 (略)	一 (略) 二 通所給付費等単位数表第1の1の児童発達支援給付費の注2の厚生労働大臣が定める施設基準 イ 通所給付費等単位数表第1の1の二を算定すべき指定児童発達支援の単位の施設基準 当該指定児童発達支援の単位ごとに置くべき指定通所基準第五条第一項第一号に規定する指導員又は保育士及び同条第二項に規定する機能訓練担当職員の員数の総数が、次の(1)又は(2)のいずれかに該当すること。 (1) 障害児の数が十以下の指定児童発達支援の単位にあつては、二以上。 (2) 障害児の数が十一以上の指定児童発達支援の単位にあつては、二に、障害児の数が十を超えて五又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上。 (新設) ロ 通所給付費等単位数表第1の1の二を算定すべき基準該当児童発達支援事業所(指定通所基準第五十四条の二第一項に規定する基準該当児童発達支援事業所をいう。以下同じ。)の施設基準 指定通所基準第五十四条の二から第五十四条の五までの規定による基準に適合する基準該当児童発達支援事業所又は第五十四条の六から第五十四条の八までの規定による基準該当児童発達支援事業所(以下「みなし基準該当児童発達支援事業所」という。)であること。 ハ (略) 二の二 通所給付費等単位数表第1の1の児童発達支援給付費の注2の

児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者（指定通所基準第五条第一項第一号に規定する障害福祉サービス経験者をいう。）のうち強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）（指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成十八年厚生労働省告示第五百三十八号。以下「居宅介護従業者基準」という。）別表第五に定める内容以上の研修をいう。）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたものを一以上配置していること。

二の三 通所給付費等単位数表第1の1の児童発達支援給付費の注2の3の厚生労働大臣が定める施設基準

指定通所基準第五十四条の二に規定する共生型児童発達支援の事業を行う事業所であること。

二の四 通所給付費等単位数表第1の1の児童発達支援給付費の注2の4の厚生労働大臣が定める施設基準

イ 通所給付費等単位数表第1の1のト(1)を算定すべき基準該当児童発達支援事業所（指定通所基準第五十四条の六第一項に規定する基準該当児童発達支援事業所をいう。以下同じ。）の施設基準

指定通所基準第五十四条の六から第五十四条の九までの規定による基準に適合する基準該当児童発達支援事業所であること。

ロ 通所給付費等単位数表第1の1のト(2)を算定すべき基準該当児童発達支援事業所の施設基準

指定通所基準第五十四条の十から第五十四条の十二までの規定による基準該当児童発達支援事業所であること。

三 通所給付費等単位数表第1の1の児童発達支援給付費の注10の厚生労働大臣が定める施設基準

イ 通所給付費等単位数表第1の1の注10のイを算定すべき指定児童発達支援の単位の施設基準

次の(1)又は(2)のいずれか及び(3)に該当すること。

(1) 通所給付費等単位数表第1の1のイ、ロ又は二を算定する指定

2の厚生労働大臣が定める施設基準

児童指導員、保育士又は指導員のうち強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）（指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成十八年厚生労働省告示第五百三十八号。以下「居宅介護従業者基準」という。）別表第五に定める内容以上の研修をいう。以下第九号において同じ。）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたものを一以上配置していること。

（新設）

（新設）

三 通所給付費等単位数表第1の1の児童発達支援給付費の注6の厚生労働大臣が定める施設基準

基準該当児童発達支援事業所（みなし基準該当児童発達支援事業所を除く。）であること。

児童発達支援事業所であつて、児童発達支援給付費の算定に必要な
となる従業者の員数に加え、看護職員（保健師、助産師、看護師
又は准看護師をいう。以下同じ。）を一以上配置し、かつ、別表
第一の各項目に規定する状態のいずれかに該当する障害児の数が
一以上であること。

- (2) 通所給付費等単位数表第1の1のハ又はホを算定する指定児童
発達支援事業所であつて、児童発達支援給付費の算定に必要な
となる従業者の員数に加え、看護職員を一以上配置し、かつ、別表第
一の各項目に規定する状態であり、同表のそれぞれのスコアを合
算し、八点以上である障害児の数が五以上であること。

- (3) 別表第一の各項目に規定する状態に該当する障害児に対して児
童発達支援を提供することができる旨を公表していること。

ロ 通所給付費等単位数表第1の1の注10のロを算定すべき指定児童
発達支援の単位の施設基準

次の(1)又は(2)のいずれか及び(3)に該当すること。

- (1) 通所給付費等単位数表第1の1のイ、ロ又は二を算定する事業
所であつて、児童発達支援給付費の算定に必要な従業者の員
数に加え、看護職員を二以上配置し、かつ、別表第一の各項目に
規定する状態であり、同表のそれぞれのスコアを合算し、八点以
上である障害児の数が五以上であること。

- (2) 通所給付費等単位数表第1の1のハ又はホを算定する事業所
であつて、児童発達支援給付費の算定に必要な従業者の員数に
加え、看護職員を二以上配置し、かつ、別表第一の各項目に規定
する状態であり、同表のそれぞれのスコアを合算し、八点以上で
ある障害児の数が九以上であること。

- (3) 別表第一の各項目に規定する状態に該当する障害児に対して児
童発達支援を提供することができる旨を公表していること。

ハ 通所給付費等単位数表第1の1の注10のハを算定すべき指定児童
発達支援の単位の施設基準

次の(1)及び(2)のいずれにも該当すること。

(1) 通所給付費等単位数表第1の1のイ、ロ又は二を算定する事業所であつて、児童発達支援給付費の算定に必要な従業者の員数に加え、看護職員を三以上配置し、かつ、別表第一の各項目に規定する状態であり、同表のそれぞれのスコアを合算し、八点以上である障害児の数が九以上であること。

(2) 別表第一の各項目に規定する状態に該当する障害児に対して児童発達支援を提供することができる旨を公表していること。

四 (略)

次のイからハまでに掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理指導担当職員、看護職員又は厚生労働省組織規則(平成十三年厚生労働省令第一号)第六百二十五条に規定する国立障害者リハビリテーションセンターの学院に置かれる視覚障害学科(国立障害者リハビリテーションセンター一学院養成訓練規程(昭和五十五年厚生省告示第四号)第四条第一項に規定する視覚障害学科をいう。)の教科を履修した者若しくはこれに準ずる視覚障害者の生活訓練を専門とする技術者の養成を行う研修を修了した者(以下「理学療法士等」という。)を配置していること。ただし、通所給付費等単位数表第1の1のロを算定する指定児童発達支援事業所にあつては言語聴覚士を除き、通所給付費等単位数表第1の1のハ又はホを算定する指定児童発達支援事業所にあつては理学療法士、作業療法士、言語聴覚士及び看護職員を除く。

ロ・ハ (略)

四の二 (略)

五 (略)

(略)

イ 指定通所基準第三十七条(指定通所基準第五十四条の五及び第五十四の九において準用する場合を含む。)に規定する運営規程に定

四 通所給付費等単位数表第1の9の注の厚生労働大臣が定める施設基準

次のイからハまでに掲げる基準に適合すること。

イ 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は心理指導担当職員を配置していること。ただし、加算の対象となる障害児が難聴児である場合にあつては言語聴覚士を除き、重症心身障害児(児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号。以下「法」という。)第七条第二項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。)である場合にあつては理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士を除く。

ロ・ハ (略)

四の二 (略)

五 通所給付費等単位数表第1の12の注の厚生労働大臣が定める施設基準

次のイからハまでに掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 指定通所基準第三十七条(同令第五十四条の五において準用する場合を含む。)に規定する運営規程に定められている営業時間が八

められている営業時間が八時間以上であること。

ロ・ハ（略）

六～七（略）

八 通所給付費等単位数表第3の1の放課後等デイサービス給付費の注

1及び注2の厚生労働大臣が定める施設基準

イ 通所給付費等単位数表第3の1のイの(1)及びロの(1)を算定すべき指定放課後等デイサービスの単位（指定通所基準第六十六条第四項に規定する指定放課後等デイサービスの単位をいう。以下同じ。）の施設基準

次の(1)及び(2)又は(3)に該当すること。

(1) 指定通所基準第六十六条第一項第一号の基準を満たしていること。

(2) 障害児のうち食事、排せつ、入浴及び移動のうち三以上の日常生活動作について全介助を必要とするもの及び別表第二に掲げる項目の欄の区分に応じ、その項目が見られる頻度等をそれぞれ同表の0点の欄から2点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が十三点以上であると市町村が認めたものの占める割合が百分の五十以上であること。

(3) 指定通所基準第六十六条第三項の基準を満たしていること。

ロ 通所給付費等単位数表第3の1のイの(2)を算定すべき指定放課後等デイサービスの単位の施設基準

次の(1)から(3)までのいずれにも該当すること。

(1) 指定通所基準第六十六条第一項第一号の基準を満たしていること。

時間以上であること。

ロ・ハ（略）

六～七（略）

八 通所給付費等単位数表第3の1の放課後等デイサービス給付費の注

1の厚生労働大臣が定める施設基準

イ 通所給付費等単位数表第3の1のイを算定すべき指定放課後等デイサービスの単位（指定通所基準第六十六条第三項に規定する指定放課後等デイサービスの単位をいう。以下同じ。）の施設基準

（新設）

指定通所基準第六十六条第一項第一号の基準を満たしていること

（新設）

（新設）

ロ 通所給付費等単位数表第3の1のイを算定すべき基準該当放課後等デイサービス事業所（指定通所基準第七十一の二に規定する基準該当放課後等デイサービス事業所をいう。以下同じ。）の施設基準
指定通所基準第七十一条の二及び第七十一条の三の規定による基準に適合する基準該当放課後等デイサービス事業所又は指定通所基準第七十一条の四において準用する指定通所基準第五十四条の六から第五十四条の八までの規定による基準該当放課後等デイサービス事業所（以下「みなし基準該当放課後等デイサービス事業所」という。）であること。
（新設）

(新設)

- (2) 障害児のうち食事、排せつ、入浴及び移動のうち三以上の日常生活動作について全介助を必要とするもの及び別表第二に掲げる項目の欄の区分に応じ、その項目が見られる頻度等をそれぞれ同表の0点の欄から2点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が十三点以上であると市町村が認めたものの占める割合が百分の五十以上であること。

(新設)

- (3) 指定放課後等デイサービスの提供時間が3時間未満であること。

(新設)

ハ 通所給付費等単位数表第3の1のイの(3)及びロの(2)を算定すべき指定放課後等デイサービスの単位の施設基準

次の(1)及び(2)のいずれにも該当すること。

- (1) 指定通所基準第六十六条第一項第一号の基準を満たしていること。

- (2) 障害児のうちに食事、排せつ、入浴及び移動のうち三以上の日常生活動作について全介助を必要とするもの及び別表第二に掲げる項目の欄の区分に応じ、その項目が見られる頻度等をそれぞれ同表の0点の欄から2点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が十三点以上であると市町村が認めたものの占める割合が百分の五十未満であること。

(新設)

ニ 通所給付費等単位数表第3の1のイの(4)を算定すべき指定放課後等デイサービスの単位の施設基準

次の(1)から(3)までのいずれにも該当すること。

- (1) 指定通所基準第六十六条第一項第一号の基準を満たしていること。

- (2) 障害児のうちに食事、排せつ、入浴及び移動のうち三以上の日常生活動作について全介助を必要とするもの及び別表第二に掲げる項目の欄の区分に応じ、その項目が見られる頻度等をそれぞれ同表の0点の欄から2点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が十三点以上であると市町村が認めたものの占める割合が百分の五十未満であること。

(3) 指定放課後等デイサービスの提供時間が3時間未満であること。	
八の二 通所給付費等単位数表第3の1の放課後等デイサービス給付費の注1の2及び注2の2の厚生労働大臣が定める施設基準 指定通所基準第七十一条の二に規定する共生型放課後等デイサービスの事業を行う事業所であること。	(新設)
八の三 通所給付費等単位数表第3の1の放課後等デイサービス給付費の注1の3及び注2の3の厚生労働大臣が定める施設基準	(新設)
イ 通所給付費等単位数表第3の1のホの(1)を算定すべき基準該当放課後等デイサービス事業所(指定通所基準第七十一の三に規定する基準該当放課後等デイサービス事業所をいう。以下同じ。)の施設基準	
指定通所基準第七十一条の三から第七十一条の六までの規定による基準に適合する基準該当放課後等デイサービス事業所であること。	
ロ 通所給付費等単位数表第3の1のホの(2)を算定すべき指定放課後等デイサービス事業所の施設基準	
指定通所基準第七十一条の六において準用する指定通所基準第五十四条の十から第五十四条の十二までの規定による基準該当放課後等デイサービス事業所であること。	
九 (略) 第二号の二の規定を準用する。	九 通所給付費等単位数表第3の1の放課後等デイサービス給付費の注3及び注4の厚生労働大臣が定める施設基準 児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者(指定通所基準第六十六条第一項第一号に規定する障害福祉サービス経験者をいう。)のうち強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたものを一以上配置していること。
十 通所給付費等単位数表第3の1の放課後等デイサービス給付費の注10の厚生労働大臣が定める施設基準	十 通所給付費等単位数表第3の1の放課後等デイサービス給付費の注7の厚生労働大臣が定める施設基準
イ 通所給付費等単位数表第3の1の注10のイを算定すべき指定放課	基準該当放課後等デイサービス事業所(みなし基準該当放課後等デ

後等デイサービスの単位の施設基準

次の(1)又は(2)のいずれか及び(3)に該当すること。

(1) 通所給付費等単位数表第3の1のイ又はロを算定する事業所であつて、放課後等デイサービス給付費の算定に必要な従業者の員数に加え、看護職員を一以上配置し、かつ、別表第一の各項目に規定する状態のいずれかに該当する障害児の数が一以上であること。

(2) 通所給付費等単位数表第3の1のハを算定する事業所であつて、放課後等デイサービス給付費の算定に必要な従業者の員数に加え、看護職員を一以上配置し、かつ、別表第一の各項目に規定する状態であり、同表のそれぞれのスコアを合算し、八点以上である障害児の数が五以上であること。

(3) 別表第一の各項目に規定する状態に該当する障害児に対して児童発達支援を提供することができる旨を公表していること。

ロ
通所給付費等単位数表第3の1の注10のロを算定すべき指定放課後等デイサービスの単位の施設基準

次の(1)又は(2)のいずれか及び(3)に該当すること。

(1) 通所給付費等単位数表第3の1のイ又はロを算定する事業所であつて、放課後等デイサービス給付費の算定に必要な従業者の員数に加え、看護職員を二以上配置し、かつ、別表第一の各項目に規定する状態であり、同表のそれぞれのスコアを合算し、八点以上である障害児の数が五以上であること。

(2) 通所給付費等単位数表第3の1のハを算定する事業所であつて、放課後等デイサービス給付費の算定に必要な従業者の員数に加え、看護職員を二以上配置し、かつ、別表第一の各項目に規定する状態であり、同表のそれぞれのスコアを合算し、八点以上である障害児の数が九以上であること。

(3) 別表第一の各項目に規定する状態に該当する障害児に対して児童発達支援を提供することができる旨を公表していること。

ハ
通所給付費等単位数表第3の1の注10のハを算定すべき指定放課

イサービス事業所を除く。)であること。

後等デイサービスの単位の施設基準

次の(1)及び(2)のいずれにも該当すること。

(1) 通所給付費等単位数表第3の1のイ又はロを算定する事業所であって、放課後等デイサービス給付費の算定に必要な従業者の員数に加え、看護職員を三以上配置し、かつ、別表第一の各項目に規定する状態であり、同表のそれぞれのスコアを合算し、八点以上である障害児の数が九以上であること。

(2) 別表第一の各項目に規定する状態に該当する障害児に対して児童発達支援を提供することができる旨を公表していること。

十一
(略)

(略)

イ 理学療法士等を配置していること。ただし、通所給付費等単位数表第3の1のハを算定する指定放課後等デイサービス事業所にあつては理学療法士、作業療法士、言語聴覚士及び看護職員を除く。

ロ・ハ
(略)

十一の二
(略)

十二
(略)

(略)

イ 指定通所基準第七十一条、第七十一条の二又は第七十一条の六において準用する指定通所基準第三十七条に規定する運営規程に定められている営業時間が八時間以上であること。

ロ・ハ
(略)

十二の二 通所給付費等単位数表第4の1の居宅訪問型児童発達支援給付費の注2の厚生労働大臣が定める施設基準

イ
(略)

十一 通所給付費等単位数表第3の7の注の厚生労働大臣が定める施設基準

次のイからハまでに掲げる基準に適合すること。

イ 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は心理指導担当職員を配置していること。ただし、加算の対象となる障害児が重症心身障害児である場合にあつては、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士を除く。

ロ・ハ
(略)

十一の二
(略)

十二 通所給付費等単位数表第3の10の注の厚生労働大臣が定める施設基準

次のイからハまでに掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 指定通所基準第七十一条若しくは第七十一条の四において準用する指定通所基準第六十三条に規定する運営規程に定められている営業時間が八時間以上であること。

ロ・ハ
(略)

十二の二 通所給付費等単位数表第4の1の保育所等訪問支援給付費の注1の2の厚生労働大臣が定める施設基準

次のイ及びロに掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 障害児通所支援事業若しくは障害児相談支援事業その他これらに準ずる事業の従事者若しくはこれに準ずる者又は障害児入所施設そ

(1) 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士若しくは看護職員の資格を取得後又は児童指導員、児童発達支援管理責任者、サービス管理責任者若しくは心理指導担当職員として配置された日以後、障害児に対する直接支援の業務又は相談支援の業務若しくはこれに準ずる業務に従事した期間 (2) (略) ロ (略)	十二の三 通所給付費等単位数表第5の1の保育所等訪問支援給付費の注1の2の厚生労働大臣が定める施設基準 前号の規定を準用する。	十三 (略) 十四 (略) イ・ロ (略)	ハ 福祉型障害児入所施設の従業者のうち強度行動障害支援者養成研修（実践研修）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を一以上配置し、支援計画シート等を作成すること。ただし、平成三十一年三月三十一日までの間は、平成二十七年三月三十一日において児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件（平成二十七年厚生労働省告示第百六十九号）による改正前の入所給付費単位数表第1の1の福祉型障害児入所施設給付費の注7の強度行動障害児特別支援加算の算定を受けている指定福祉型障害児入所施設において、強度行動障害支援者養成研修（実践研修）の受講を予定している者を配置している場合は、当該基準に適合するものとみなす。 二～ハ (略) 十五 (略)
その他これに準ずる施設の従業者若しくはこれに準ずる者であつて(一)の期間が通算して五年以上であるもの又は(二)の期間が通算して十年以上であるものを配置していること。 (一) 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士若しくは保育士の資格を取得後又は児童指導員、児童発達支援管理責任者、サービス管理責任者若しくは心理指導担当職員として配置された日以後、障害児に対する直接支援の業務又は相談支援の業務若しくはこれに準ずる業務に従事した期間 (二) (略) ロ (略) (新設)		十三 (略) 十四 (略) イ・ロ (略)	ハ 福祉型障害児入所施設の従業者のうち強度行動障害支援者養成研修（実践研修）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を一以上配置し、支援計画シート等を作成すること。ただし、平成三十年三月三十一日までの間は、平成二十七年三月三十一日において児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件（平成二十七年厚生労働省告示第百六十九号）による改正前の入所給付費単位数表第1の1の福祉型障害児入所施設給付費の注7の強度行動障害児特別支援加算の算定を受けている指定福祉型障害児入所施設において、強度行動障害支援者養成研修（実践研修）の受講を予定している者を配置している場合は、当該基準に適合するものとみなす。 二～ハ (略) 十五 (略)

十五の二 入所給付費単位数表第1の1の福祉型障害児入所施設給付費（新設）

の注12の厚生労働大臣が定める施設基準

イ 入所給付費単位数表第1の1の注12のイ及びハを算定すべき福祉型障害児入所施設の単位の施設基準

入所給付費単位数表第1の1のイ、ハ又はニを算定する施設であつて、指定入所基準に定める従業者の員数に加え、看護職員を二以上配置し、かつ、別表第一の各項目に規定する状態であり、同表のそれぞれのスコアを合算し、八点以上である障害児の数が五以上であること。

ロ 入所給付費単位数表第1の1の注12のロ及び二を算定すべき福祉型障害児入所施設の単位の施設基準

入所給付費単位数表第1の1のロ又はホを算定する施設であつて、指定入所基準に定める従業者の員数に加え、看護職員を一以上配置し、かつ、別表第一の各項目に規定する状態であり、同表のそれぞれのスコアを合算し、八点以上である障害児の数が五以上であること。

十六～十九（略）

十九の二 入所給付費単位数表第2の3の2の注2の厚生労働大臣が定める施設基準

次のイ又はロのいずれかに該当すること。

イ 主として肢体不自由児を入所させる指定発達支援医療機関にあつては、従業者及びその員数について、次の(1)から(3)までのいずれにも該当すること。

(1) 児童指導員及び保育士の総数 通じておおむね障害児である乳幼児の数を十で除して得た数及び障害児である少年の数を二十で除して得た数の合計数以上

(2) 児童指導員 一以上

(3) 保育士 一以上

ロ 主として重症心身障害児を入所させる指定発達支援医療機関にあつては、従業者及びその員数について、次の(1)及び(2)のいずれにも

（新設）

十六～十九（略）
（新設）

該当すること。
 (1) 児童指導員 一以上
 (2) 保育士 一以上
 二十 (略)

(新設)
 二十 (略)

別表第一
 判定スコア

- (1) レスピレーター管理＝8
 (2) 気管内挿管、気管切開＝8
 (3) 鼻咽頭エアウェイ＝5
 (4) O2吸入又はspO2 90パーセント以下の状態が10パーセント以上＝5
 (5) 1回／時間以上の頻回の吸引＝8、6回／日以上上の頻回の吸引＝3
 (6) ネブライザー6回／日以上又は継続使用＝3
 (7) IVH＝8
 (8) 経管（経鼻・胃ろうを含む。）＝5
 (9) 腸ろう・腸管栄養＝8
 (10) 接続注入ポンプ使用（腸ろう・腸管栄養時）＝3
 (11) 継続する透析（腹膜灌流を含む。）＝8
 (12) 定期導尿3回／日以上＝5
 (13) 人工肛門＝5

別表第二

(新設)

項目	0点	1点	2点
コミュニケーション	1. 日常生活に支障がない	2. 特定の者であればコミュニケーションできる	4. 独自のコミュニケーションでコミュニケーションできる

多動・行動停止	異食行動	大声・奇声を 出す	説明の理 解	
1. 支援 が不要	1. 支援 が不要	1. 支援 が不要	1. 理解 できる	
2. 希に 必要支援が	2. 希に 必要支援が	2. 希に 必要支援が		
3. 月に 1回の 上の支 援が必 要	3. 月に 1回の 上の支 援が必 要	3. 月に 1回の 上の支 援が必 要		
4. 週に 1回の 上の支 援が必 要	4. 週に 1回の 上の支 援が必 要	4. 週に 1回の 上の支 援が必 要	2. 理 解で きな い	3. 会 話以 外の 方法 でコ ミュ ニケ ーシ ョン でき る
5. ほぼ 毎日（ 週に5 日以上	5. ほぼ 毎日（ 週に5 日以上 の）支 援が必 要	5. ほぼ 毎日（ 週に5 日以上 の）支 援が必 要	3. 理 解で きて るか 判断 でき ない	5. コ ミュ ニケ ーシ ョン でき ない

不安定な 行動	自らを傷 つける行 為	他人を傷 つける行 為	不適切な 行為
1. 支援 が不要	1. 支援 が不要	1. 支援 が不要	1. 支援 が不要
2. 希に 支援が 必要	2. 希に 支援が 必要	2. 希に 支援が 必要	2. 希に 支援が 必要
3. 月に 1回以 上の支 援が必 要	3. 月に 1回以 上の支 援が必 要	3. 月に 1回以 上の支 援が必 要	3. 月に 1回以 上の支 援が必 要
4. 週に 1回以 上の支 援が必 要	4. 週に 1回以 上の支 援が必 要	4. 週に 1回以 上の支 援が必 要	4. 週に 1回以 上の支 援が必 要
5. ほぼ 毎日（ 週に5 日以上 の）支 援が必 要	5. ほぼ 毎日（ 週に5 日以上 の）支 援が必 要	5. ほぼ 毎日（ 週に5 日以上 の）支 援が必 要	5. ほぼ 毎日（ 週に5 日以上 の）支 援が必 要

突発的な 行動	過食・反 すう等	てんかん	そううつ 状態	反復的行 動
1. 支援 が不要	1. 支援 が不要	1. 年に1回以上	1. 支援 が不要	1. 支援 が不要
2. 希に 支援が 必要	2. 希に 支援が 必要		2. 希に 支援が 必要	2. 希に 支援が 必要
3. 月に 1回以 上の支 援が必 要	3. 月に 1回以 上の支 援が必 要		3. 月に 1回以 上の支 援が必 要	3. 月に 1回以 上の支 援が必 要
4. 週に 1回以 上の支 援が必 要	4. 週に 1回以 上の支 援が必 要	2. 月に 1回以 上	4. 週に 1回以 上の支 援が必 要	4. 週に 1回以 上の支 援が必 要
5. ほぼ 毎日(5 週以上 の日) の支援 が必要	5. ほぼ 毎日(5 週以上 の日) の支援 が必要	3. 週に 1回以 上	5. ほぼ 毎日(5 週以上 の日) の支援 が必要	5. ほぼ 毎日(5 週以上 の日) の支援 が必要

読み書き	対人面の不安緊張、集団への不適応	
1. 支援が不要	1. 支援が不要	
	2. 支援が必要	
	3. 月に1回以上の支援が必要	
2. 部分的な支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要	
3. 全面的な支援が必要	5. ほぼ毎日のように5週間以上（の）支援が必要	要 援が必